

令和 2 年 度

西宮市一般会計・特別会計決算

審査意見書

西宮市監査委員

令和 3 年 9 月 8 日

目 次

第1	審 査 の 対 象	2
第2	審 査 の 期 間	2
第3	審 査 の 方 法	2
第4	審 査 の 結 果	3
第5	決 算 概 要	3
1	総 論	3
2	予 算 執 行 状 況	5
3	市 債 等 の 状 況	8
4	財 政 基 金 等 の 状 況	11
5	財 政 分 析 指 標 の 状 況	12
第6	一 般 会 計	16
1	一 般 会 計 歳 入	16
(1)	予 算 執 行 状 況	16
(2)	款 別 歳 入	17
(3)	財 源 構 成	29
2	一 般 会 計 歳 出	30
(1)	予 算 執 行 状 況	30
(2)	款 別 歳 出	31
(3)	性 質 別 経 費	39
第7	特 別 会 計	42
1	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	43
2	食 肉 セ ン タ ー 特 別 会 計	46
3	中 小 企 業 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 特 別 会 計	47
4	公 共 用 地 買 収 事 業 特 別 会 計	48
5	介 護 保 険 特 別 会 計	48
6	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	50
7	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計	51
8	鳴 尾 外 財 産 区 特 別 会 計	52
9	集 合 支 払 費 特 別 会 計	53

第8 財産に関する調書	55
1 公 有 財 産	55
2 物 品	56
3 債 権	56
4 基 金	57
第9 監査委員の意見	59
決算審査調書	61

凡 例

- 1 文中に用いている金額は、原則として万円未満を切捨てています。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 2 各表中、千円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 3 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 4 各表中の符号は、次のとおりとなっています。
「0」「0.0 (%)」は、0 又は単位未満のもの。
「△」は、減少・低下又は損失。
「－」は、算出不能・不要。
- 5 原則として、「第5 決算概要」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略しています。

西監発第38号
令和3年9月8日

西宮市長 石井登志郎様

西宮市監査委員	石原俊彦
西宮市監査委員	佐竹令次
西宮市監査委員	板戸史朗
西宮市監査委員	大川原成彦

令和2年度西宮市一般会計・特別会計決算に関する審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年度西宮市一般会計・特別会計歳入歳出決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を西宮市監査基準に準拠して審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和2年度西宮市一般会計・特別会計決算審査意見

第1 審査の対象

1 一般会計

令和2年度 西宮市一般会計歳入歳出決算

2 特別会計

令和2年度 西宮市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

同 西宮市食肉センター特別会計歳入歳出決算

同 西宮市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算

同 西宮市公共用地買収事業特別会計歳入歳出決算

同 西宮市介護保険特別会計歳入歳出決算

同 西宮市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

同 西宮市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

同 西宮市鳴尾外財産区特別会計歳入歳出決算

同 西宮市集合支払費特別会計歳入歳出決算

上記各会計歳入歳出決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

第2 審査の期間

令和3年7月28日から同年8月11日まで

第3 審査の方法

西宮市監査委員は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき令和2年度西宮市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及びその付属書類の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が、適正かつ効果的に行われているかどうかを検証するために、歳入歳出決算書及びその付属書類の適正性に関する審査及び予算執行の合规性、有効性、効率性、経済性に関する審査を行った。これらの審査はすべて、西宮市監査基準（令和2年4月1日監査委員決定）に準拠して行われ、例月現金出納検査と定期監査の結果を踏まえて実施された。西宮市監査基準では、リスクアプローチが採用されており、監査委員は、この監査基準に従って、十分かつ適切な審査結果を表明するための証拠等を入手できるよう、必要に応じて審査の対象に係るリスクを識別し、内部統制の整備及び運用状況の有効性を調査した。また、関係部局から提出された資料に対する分析的手続を実施し、かつ、関係書類の突合による個別項目の検証（サンプルテスト）を行った。

第4 審査の結果

各会計の歳入歳出決算書及びその付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は適正であると認められた。また、予算の執行は、合规性、有効性、効率性、経済性の観点からおおむね適正に執行されているものと認められた。

第5 決算概要

1 総論

(1) 決算の概要

2年度の歳入決算総額は、一般会計2,402億4,284万円、特別会計885億547万円の計3,287億4,831万円、歳出決算総額は、一般会計2,352億836万円、特別会計869億6,032万円の計3,221億6,869万円で、前年度に比べ歳入では638億5,289万円(24.1%)、歳出では599億2,955万円(22.9%)、それぞれ増加している。

一般会計における歳入総額は2,402億4,284万円で、前年度に比べ638億7,732万円(36.2%)増加している。主な歳入の構成比は、国庫支出金36.6%、市税36.5%、市債6.8%、県支出金5.1%、諸収入4.3%となっている。

歳入の主な増減では、収支の改善により財政基金の取崩しを行わなかったことなどにより繰入金で51億1,571万円(89.3%)減少したが、特別定額給付金事業費の皆増などにより国庫支出金で569億7,509万円(184.6%)増加している。

一般会計における歳出総額は2,352億836万円で、前年度に比べ601億1,700万円(34.3%)増加している。主な歳出の構成比は、民生費36.0%、総務費30.1%、教育費10.2%、衛生費6.7%、公債費6.6%、土木費6.4%となっており、生活保護扶助費136億7,862万円、障害者介護給付等事業経費120億3,538万円などを含む民生費が3割以上を占めている。

歳出の主な増では、特別定額給付金事業経費の皆増などにより総務費で527億823万円(290.6%)、施設数の増による認定こども園給付等事業経費の増や障害者介護給付等事業経費の増、福祉施設における新型コロナウイルス感染症対応経費の増などにより民生費で42億5,559万円(5.3%)、それぞれ増加している。

特別会計については、歳入総額は885億547万円、歳出総額は869億6,032万円で、前年度に比べ歳入では2,443万円(0.0%)、歳出では1億8,744万円(0.2%)、それぞれ減少している。歳出の減は主として、被保険者数の減や新型コロナウイルス感染症の影響による受診者数の減などにより国民健康保険特別会計で9億1,723万円(2.1%)減少したことによるものである。

2年度末の市債残高は一般・特別会計合わせて1,390億7,593万円で、前年度末に比べ8億9,870万円増加している。2年度の市債の元利償還金は155億5,991万円で、前年度に比べ2億51万円減少している。

減債基金(災害援護資金分を除く。)と財政基金を合わせた2基金の3年5月31日現在高は、前年

同時期の210億5,126万円に比べ3億596万円増加し、213億5,723万円となっている。2年度の2基金からの取崩しによる一般会計への繰入れは、行っていない。

(2) 収支の状況

一般会計及び特別会計を合計した収支の状況は、次のとおりである。(決算審査調書第1表参照)
(単位：千円・%)

区 分	元 年 度	2 年 度	比較増減額	増減率
歳 入 決 算 額 (A)	264,895,421	328,748,315	63,852,893	24.1
歳 出 決 算 額 (B)	262,239,145	322,168,696	59,929,551	22.9
歳入歳出差引額 (C=A-B)	2,656,275	6,579,618	3,923,342	147.7
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	679,251	302,928	△ 376,322	△ 55.4
実 質 収 支 額 (E=C-D)	1,977,024	6,276,689	4,299,665	217.5
前年度実質収支額 (F)	2,102,632	1,977,024	△ 125,607	△ 6.0
単 年 度 収 支 額 (G=E-F)	△ 125,607	4,299,665	4,425,272	—

2年度の合計決算額は、歳入3,287億4,831万円、歳出3,221億6,869万円で、歳入歳出差引額は65億7,961万円となっている。

歳入歳出差引額から翌年度に繰越すべき財源3億292万円を控除した実質収支額は62億7,668万円となっている。

また、前年度から繰越した財源である前年度実質収支額19億7,702万円を控除した単年度収支額は42億9,966万円となっている。

(3) 歳計現金

3年5月31日現在の2年度分の歳計現金保有額(会計管理者保管)は65億7,961万円で、歳入歳出差引額と一致している。

現金については基金と合同運用されており、2年度の利子収入額は277万円(平均年利率0.0100%)で、前年度に比べ154万円(35.7%)減少している。これは、平均運用日額が51億2,471万円(15.6%)減少したことなどによるものである。

2 予算執行状況

最近3か年の歳入・歳出の予算執行状況は、次のとおりである。(決算審査調書第3、4、7、8表参照)

(単位：%)

区 分		30 年 度			元 年 度			2 年 度		
		一 般 会 計	特 別 会 計	計	一 般 会 計	特 別 会 計	計	一 般 会 計	特 別 会 計	計
歳 入	調 定 率	98.2	100.2	98.8	96.7	100.5	97.9	97.8	99.5	98.3
	執 行 率	95.8	97.6	96.4	94.6	98.2	95.8	96.3	97.4	96.6
	収 入 率	97.6	97.4	97.5	97.9	97.6	97.8	98.4	97.9	98.3
歳 出	執 行 率	95.2	96.1	95.5	93.9	96.6	94.8	94.3	95.7	94.6
	繰 越 率	1.0	0.0	0.7	2.0	0.0	1.4	1.0	0.0	0.8
	不 用 率	3.8	3.9	3.8	4.1	3.4	3.8	4.7	4.3	4.6

注 歳入：調定率=調定額÷予算現額×100 執行率=収入済額÷予算現額×100 収入率=収入済額÷調定額×100
 歳出：執行率=支出済額÷予算現額×100 繰越率=繰越額÷予算現額×100 不用率=不用額÷予算現額×100

(1) 歳 入

収入率は98.3%で、前年度の97.8%に比べ0.5ポイント上昇している。これは、諸収入で82.3%から91.7%に上昇したことなどによるものである。

最近5か年の収入未済額及び不納欠損額は、次のとおりである。

(単位：千円・%)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
収入未済額	7,407,182	6,531,091	6,124,126	5,746,340	4,929,871
指 数	100	88	83	78	67
不納欠損額	703,899	624,175	538,908	255,054	920,124
指 数	100	89	77	36	131

注 指数は28年度を100とした各年度の比率を表している。

ア 収入未済

収入未済額は49億2,987万円で、前年度の57億4,634万円に比べ8億1,646万円(14.2%)減少している。これは主として、市税で4億2,540万円(17.4%)、災害援護資金貸付元利金で2億6,598万円(48.9%)、国民健康保険料で1億6,422万円(9.2%)、それぞれ減少したことによるものである。(決算審査調書第15、16表参照)

(ア) 収入未済額の内訳

収入未済額の内訳は、一般会計31億5,657万円(構成比64.0%)、特別会計17億7,329万円(同36.0%)で、現年度分14億7,792万円(同30.0%)、過年度分34億5,194万円(同70.0%)となっている。収入未済額の主なものは、市税20億2,115万円(同41.0%)、国民健康保険料16億1,235万円(同32.7%)、生活保護費返還金4億4,695万円(同9.1%)、災害援護資金貸付元利金2億7,748万円(同5.6%)となっている。

なお、市税の収入未済額については、その4割以上を5,000万円以上の高額滞納者(4件、8億

2,226万円)が、市営住宅等家賃収入の収入未済額については、4割以上を100万円以上の高額滞納者(7件、1,617万円)が、改良住宅等家賃収入の収入未済額については、8割以上を100万円以上の高額滞納者(22件、4,581万円)が占めている。

(イ) 西宮市収納対策本部の取組み

市全体の収入未済額は、平成17年度191億9,153万円、平成18年度191億3,794万円と看過し得ない額に達したこともあり、全庁的な観点から、庁内の収納対策に関する総合的な調整を図るとともに、基本的な方針などについて協議、検討を進めるため、平成19年6月に西宮市収納対策本部が設置された。平成19年9月の第1回本部会議以降、本部会議や専門部会等を随時開催し、次のような取組みを進めてきた結果、2年度の収入未済額は49億2,987万円にまで減少している。

収納対策基本方針体系		取組状況
自主納付の推進	督促・催告	・催告書の文言統一(27年度から)
	早期着手	・コールセンターの導入(25年度から国民健康保険料、29年度から市税で) ・共通コールセンターに係る公募型プロポーザルの実施(30年度) ・共通コールセンターの導入(元年度から市税、国民健康保険料、介護保険料、留守家庭児童育成センター使用料、母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童手当返還金及び児童扶養手当返還金で)
	電話催告業務の外部委託	
	口座振替の推進	・ペイジー口座振替受付サービスの導入(24年度から市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料で)
法的処分の強化	納付環境の整備	・コンビニ収納の導入(20年度から市税、21年度から国民健康保険料で) ・クレジット収納・モバイルレジ収納の導入(25年度から市税で) ・キャッシュレス決済の導入(2年度から市税で)
	共同財産調査及び法的処分の実施	・インターネット公売の実施(19年度から市税で)
	情報共有及び不納欠損処分の実施	・情報共有に関する研究 ・滞納者に関する情報の相互利用の実施(22年度から) ・滞納管理システムの導入(30年度から市税と国民健康保険料のシステム統合)
	高額・長期滞納者への徴収強化	・国税OBの配置(28年度から市税で)
体制の整備等	体制の見直し	・指導相談員の設置及び具体的な指導、助言(25年度から) ・事務分担見直しによる初期対応強化(28年度から市税で)
	徴収事務の外部委託	・徴収委託に関する研究 ・滞納家賃等の集金代行業務(20年度から市営住宅等使用料で) ・病院未収金回収業務(25年度から病院診療費で) ・奨学貸付金の債権回収委託(29年度から) ・学校給食費回収の弁護士委託(30年度から)
	研修の実施	・徴収スキルの向上(2年度は2回実施、73人参加)
	その他	・各徴収金の収納状況の調査、把握 ・各徴収金所管部署の体制等の調査、把握

(ウ) 各所管部局の取組み

市税については、短期間に集中的に督促を実施したほか、特別整理チームによる搜索やインターネット公売、コールセンターによる催告などを行っている。

国民健康保険料については、前年度に引続き「西宮市国民健康保険収納対策緊急プラン」を策

定し、同プランに基づき、預貯金等の財産調査、滞納処分の強化、コールセンターによる催告、口座振替の推進などを行っている。また、平成31年1月から市税と国民健康保険料の滞納管理システムを統合し、調査事務の効率化を図っている。

災害援護資金貸付金については、19件の訴訟を提起している。

市営住宅等使用料については、家賃の滞納者に対しては、2か月以上家賃を滞納した場合、家賃催告や明渡しを前提とした催告を行っている。また、駐車場使用料の滞納者に対しては、3か月以上駐車場使用料を滞納した場合、使用取消しを前提とした催告を行うなど、滞納期間・金額に応じた催告書を送付し、応じないものについては使用許可取消通知を送付している。家賃及び駐車場使用料の滞納者に対する法的措置としては、訴訟提起12件、強制執行6件を行っている。

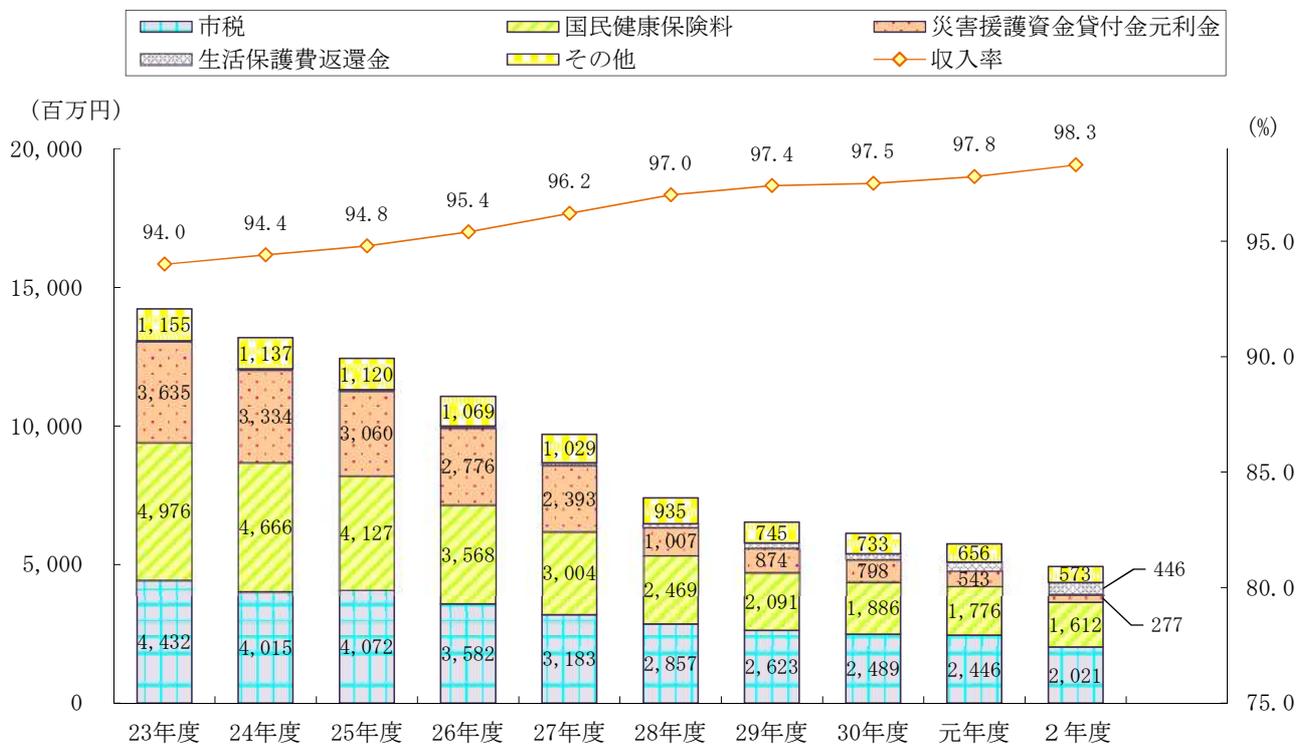
保育所保育料については、毎月の督促状送付、訪問徴収や電話催告を行ったほか、児童手当支給時の納付相談や児童手当からの特別徴収を実施している。

イ 不納欠損

不納欠損額は9億2,012万円で、前年度の2億5,505万円に比べ6億6,507万円(260.8%)増加している。これは主として、市税で7億212万円(1,456.5%)増加したことによるものである。

不納欠損額の主なものは、市税で7億5,033万円(1,220件)、国民健康保険料で1億2,038万円(1,674件)、介護保険料で2,469万円(679件)となっている。(決算審査調書第15、16表参照)

最近10か年の収入未済額・収入率の状況を図示すると、次のとおりである。



注 収入未済額は左軸の数値で、収入率は右軸の数値で表記

(2) 歳出

執行率は94.6%で、前年度の94.8%に比べ0.2ポイント低下している。これは、土木費で93.6%から87.6%に低下したことなどによるものである。

ア 翌年度繰越

翌年度繰越額は26億1,403万円(繰越率0.8%)で、前年度の37億9,512万円(繰越率1.4%)に比べ11億8,108万円(31.1%)減少している。繰越額の内訳は、土木費13億2,102万円、民生費6億2,470万円、教育費3億8,825万円、商工費2億2,967万円、災害復旧費2,471万円、消防費1,429万円、総務費1,136万円となっている。(決算審査調書第17表参照)

イ 不用額

不用額は156億6,162万円(不用率4.6%)で、前年度の106億1,387万円(不用率3.8%)に比べ50億4,775万円(47.6%)増加している。不用額の主なものは、民生費で51億9,852万円(不用率5.7%)、教育費で24億9,392万円(不用率9.3%)となっている。(決算審査調書第4、6表参照)

3 市債等の状況

(1) 市債の状況

市債の借入・償還の状況は、次のとおりである。

(単位：千円・%)

区 分	元 年 度	2 年 度	対前年度増減額	増減率
借 入 額	11,166,100	16,440,500	5,274,400	47.2
償 還 額	15,760,429	15,559,919	△ 200,510	△ 1.3
元金償還額	14,712,123	14,687,615	△ 24,507	△ 0.2
利子償還額	1,048,306	872,303	△ 176,002	△ 16.8
償還免除額	798,806	854,174	55,368	6.9
年度末現在高	138,177,224	139,075,934	898,709	0.7

注 借入額及び償還額には借換債及び借換対象元金を含む(元年度6億640万円、2年度8億2,640万円)。

借入額の主なものは、臨時財政対策債37億6,380万円、第二庁舎整備事業債31億1,270万円、春風小学校教育環境整備事業債16億8,860万円、西宮養護学校校舎等改築事業債12億7,850万円、中学校整備事業債7億6,670万円、消防施設整備事業債7億4,530万円となっており、臨時財政対策債が借入額全体の2割以上を占めている。

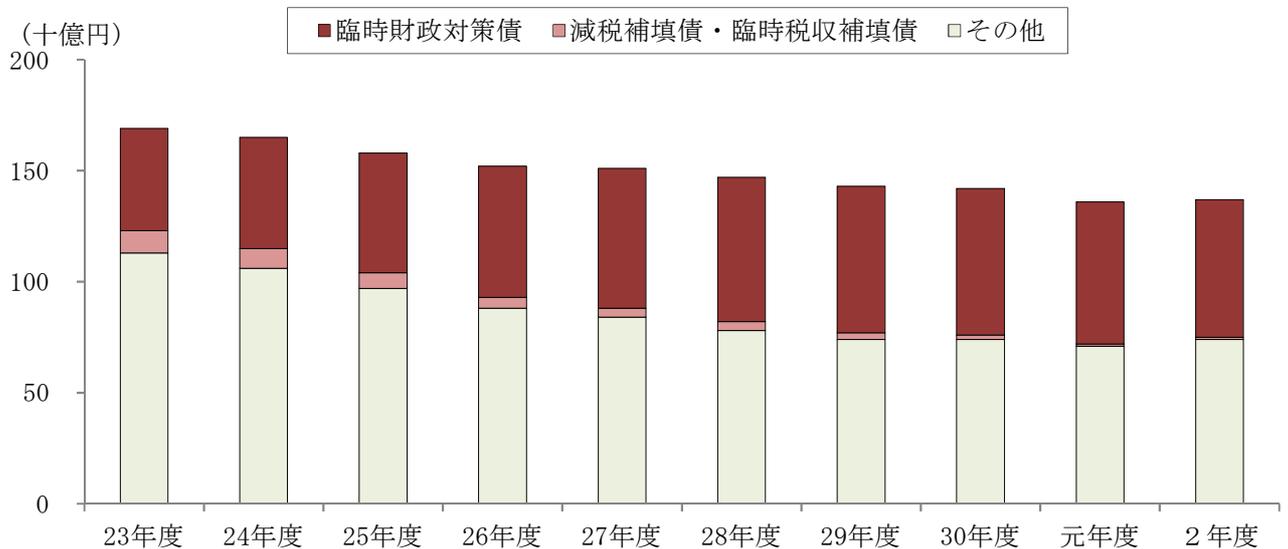
市債の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	元年度末 現在高	2年度元金 償還額	2年度償還 免除額	2年度 借入額	2年度末 現在高
一般会計	137,713,169	13,812,186	854,174	15,586,900	138,633,708
総務債	3,839,368	319,997	0	3,791,100	7,310,470
民生債	9,839,619	750,496	854,174	1,080,100	9,315,047
災害援護資金貸付	1,167,399	19,293	854,174	0	293,931
その他	8,672,219	731,202	0	1,080,100	9,021,116
衛生債	8,688,098	1,364,702	0	104,200	7,427,595
労働債	135,772	3,549	0	13,600	145,823
商工債	—	0	0	3,700	3,700
土木債	27,598,466	3,476,562	0	1,460,700	25,582,603
消防債	2,491,696	450,171	0	745,300	2,786,824
教育債	18,510,080	1,505,896	0	4,610,200	21,614,384
災害復旧債	221,538	34,592	0	14,200	201,146
減税補填債	1,923,163	494,697	0	0	1,428,466
臨時財政対策債	64,465,365	5,411,519	0	3,763,800	62,817,645
特別会計	464,054	49,029	0	27,200	442,225
食肉センター	426,671	43,732	0	27,200	410,139
母子父子寡婦福祉資 金貸付事業	37,382	5,296	0	0	32,086
計	138,177,224	13,861,215	854,174	15,614,100	139,075,934

注 元金償還額、借入額には借換対象元金及び借換債を含まない。

最近10か年の市債残高の状況を図示すると、次のとおりである。



2年度末の市債残高は1,390億7,593万円で、後年度の償還が国の地方交付税で全額措置される臨時財政対策債を除くと762億5,828万円となり、阪神・淡路大震災前の水準を下回っている。

臨時財政対策債の残高は628億1,764万円で、市債残高全体の4割以上を占めている。臨時財政対策債は、当初、平成13年度から3年間の臨時的措置として導入されたが、国において地方交付税の財源不足が解消されないことから延長が繰り返されている。

(2) 債務負担行為の状況

債務負担行為の年度末現在高等の状況は、次のとおりである。

(単位：千円・%)

区 分	元 年 度	2 年 度	対前年度増減額	増減率
執 行 額	13,814,804	19,239,081	5,424,276	39.3
(うち公債費に準ずるもの)	(1,050,671)	(1,030,880)	(△19,790)	(△1.9)
年 度 末 現 在 高	60,132,266	54,316,311	△5,815,955	△9.7
(うち公債費に準ずるもの)	(6,775,119)	(5,744,238)	(△1,030,880)	(△15.2)

注 債務負担行為の額には「債務保証及び損失補償に係るもの」を含まない。

債務負担に係る事業の主なものは、次のとおりである。

(単位：千円)

事業名	年度末現在高	うち公債費に 準ずるもの
東部総合処理センター管理運営事業	8,154,856	0
安井小学校教育環境整備事業	3,476,330	0
統合新病院用地取得負担金	3,469,704	0
消防緊急情報システム賃借料	2,731,911	0
西宮消防署建替事業	2,554,846	0
市営住宅等指定管理料	2,478,314	0
西宮養護学校校舎等改築事業	1,438,535	0
安井留守家庭児童育成センター他4施設指定管理料	1,400,871	0
自転車駐車場指定管理料	1,367,630	0
教育用タブレット端末及び保管庫等賃借料	1,343,007	0
瓦林留守家庭児童育成センター他7施設指定管理料	1,152,031	0
第二庁舎整備事業	1,033,402	0
北口北東再開発ビル駐車場整備事業	1,015,382	1,015,382
公営住宅建設事業(西宮浜4丁目団地)	1,007,723	1,007,723

4 財政基金等の状況

2年度の財政基金及び減債基金の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

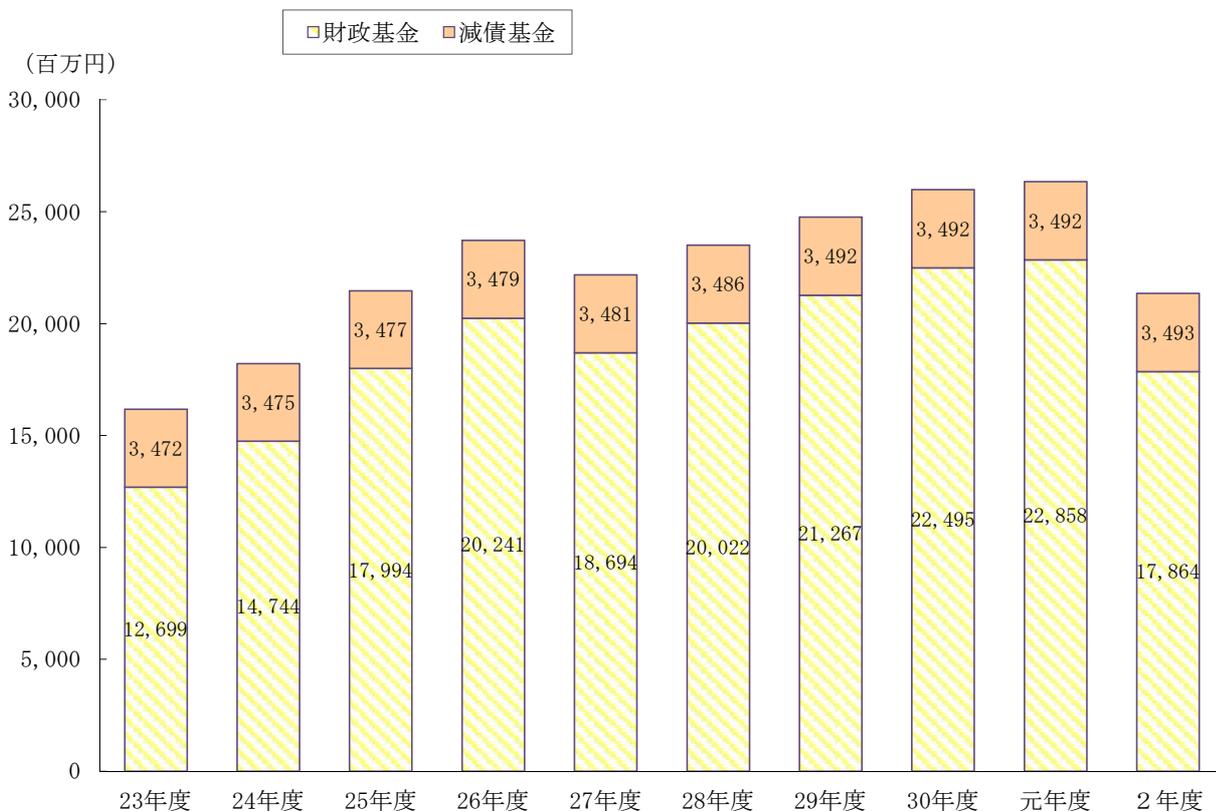
区 分	4月1日現在	積立額	取崩額	3月31日現在
財政基金	22,858,380	305,632	5,300,000	17,864,013
減債基金	3,492,885	11,384	11,048	3,493,221
財政課所管分	3,492,885	335	0	3,493,221
災害援護資金分	0	11,048	11,048	0
計	26,351,266	317,016	5,311,048	21,357,234

注 減債基金の災害援護資金分は、下半期の災害援護資金償還元金を県への納付時期まで一時的に基金に積み立てている。

財政基金積立額3億563万円は、決算剰余金2億9,896万円、基金運用利子666万円をそれぞれ積み立てたもので、取崩額53億円は、一般会計の財源不足を補うため元年度出納整理期間中に取り崩したものである。

減債基金積立額1,138万円は、災害援護資金償還元金1,104万円、基金運用利子33万円を積み立てたもので、取崩額1,104万円は、災害援護資金県費貸付金の償還財源に充当したものである。

最近10か年の財政基金等の残高(各年度3月31日現在)を示すと、次のとおりである。



5 財政分析指標の状況

普通会計における財政分析指標等の状況は、次のとおりである。

区 分	西 宮 市			中 核 市 平 均	
	30 年 度	元 年 度	2 年 度	30 年 度	元 年 度
財 政 力 指 数	0.942	0.952	0.956	0.80	0.80
経 常 収 支 比 率 (%)	95.3	99.6	97.3	92.2	92.8
実 質 公 債 費 比 率 (%)	2.9	3.3	4.1	5.9	5.7
歳 出 総 額 に 占 め る 義 務 的 経 費 の 比 率 (%)	56.7	57.7	44.4	52.9	52.1
歳 出 総 額 に 占 め る 投 資 的 経 費 の 比 率 (%)	9.9	9.1	9.6	12.5	13.6

注1 財務局財政課作成資料による。

2 財政力指数=基準財政収入額÷基準財政需要額(3か年平均)

経常収支比率=経常経費充当一般財源÷経常一般財源×100

実質公債費比率={ $(A+B)-(C+D)$ }÷ $(E-D)$ ×100(3か年平均)

A 地方債の元利償還金

B 準元利償還金

C 特定財源(都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等)

D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E 標準財政規模

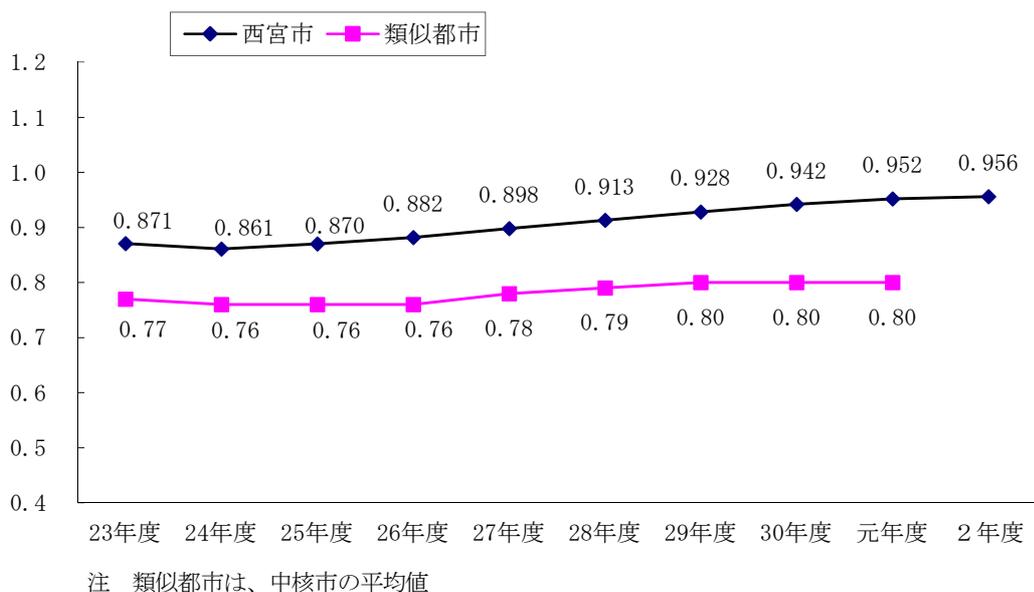
普通会計とは、一般会計に公営事業会計を除く特別会計を加え、会計間の重複額等を控除して一つの会計にまとめたものである。本市の場合、一般会計のほか中小企業勤労者福祉共済事業、公共用地買収事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業の各特別会計が含まれる。

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政上の能力を示す指数で、数値が大きいほど財政力が強く、1以上の団体は普通交付税の不交付団体となる。

2年度の財政力指数は0.956で、前年度に比べ0.004ポイント改善している。この指数は3か年の平均数値であるが、単年度の指数では、平成29年度0.943、平成30年度0.954、元年度0.958、2年度0.956となっており、2年度単年度の指数は前年度と比較して0.002ポイント悪化している。これは、算式の分母となる基準財政需要額が、社会福祉費の増などで前年度に比べ3.0%の増となったが、分子となる基準財政収入額が、地方消費税交付金の算入額の増などで前年度に比べて2.8%の増となったことにより、相対的に比率が下がったものである。

財政力指数の推移を図示すると、次のとおりである。



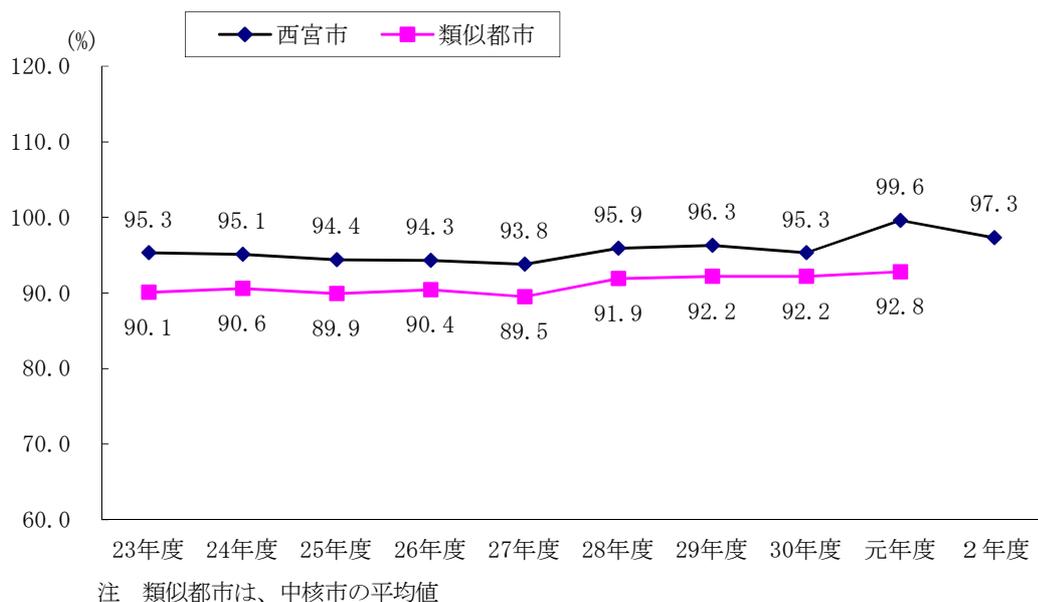
(2) 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標で、人件費、扶助費、公債費などの経常経費に、市税収入等の経常一般財源がどれだけ充当されたかを示す比率となっている。

2年度の経常収支比率は97.3%で、前年度に比べ2.3ポイント改善している。これは、算式の分子となる経常経費充当一般財源が、補助費等や公債費の減などで前年度に比べ0.9%の減となり、また、分母となる経常一般財源総額が、地方消費税交付金の増などで前年度に比べ1.4%の増となったことにより、比率が下がったものである。

経常収支比率は依然として高い水準で推移しており、弾力性に欠ける財政構造が続いている。

経常収支比率の推移を図示すると、次のとおりである。

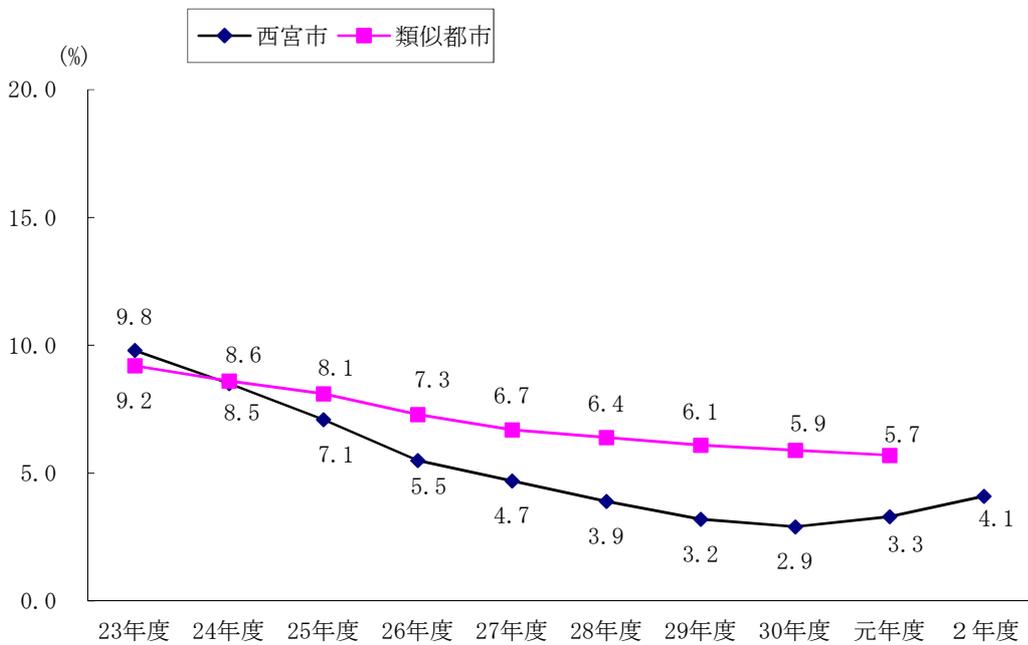


(3) 実質公債費比率

平成18年度に地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い導入された指標で、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金が標準財政規模に占める割合を示す比率となっている。これが18%以上になれば、従来どおり国の許可制度のもとで地方債の発行が行われることになる。

2年度の実質公債費比率は4.1%で、前年度に比べ0.8ポイント上昇している。この比率は3か年の平均数値であるが、単年度では、平成29年度2.4%、平成30年度3.1%、元年度4.5%、2年度4.6%となっており、2年度単年度の比率は前年度と比較して0.1ポイント上昇している。平成11年度に発行した土木債の償還の一部が元年度で終了したことなどにより地方債の元利償還金は減少し、公営企業債の元利償還金に対する下水道事業への繰出金の減などにより準元利償還金は減少している。

実質公債費比率の推移を図示すると、次のとおりである。



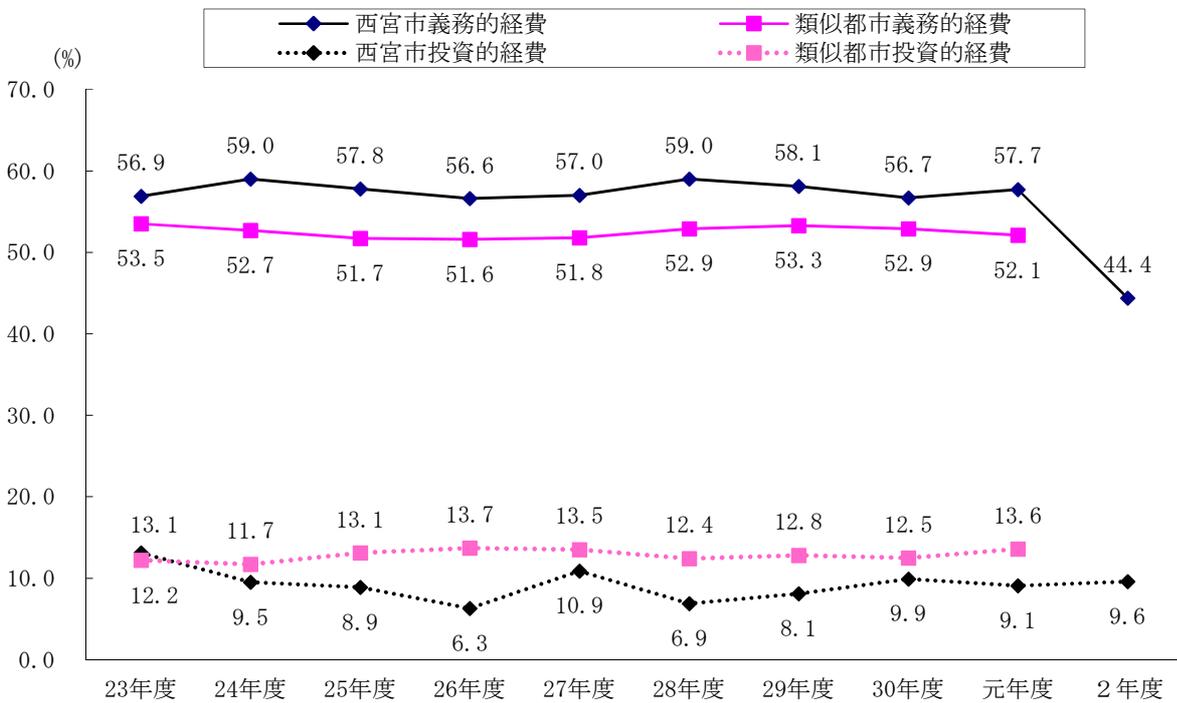
注 類似都市は、中核市の平均値

(4) 歳出の性質別構成比

歳出総額に占める義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の比率は44.4%で、前年度に比べ13.3ポイント低下している。これは、分母となる歳出総額が前年度に比べ34.3%の増となったが、分子となる義務的経費の合計額が、扶助費や人件費の増で前年度に比べ3.6%の増となったことにより、相対的に比率が下がったものである。

投資的経費の比率は9.6%で、前年度に比べ0.5ポイント上昇している。これは、第二庁舎等整備事業や春風小学校教育環境整備事業の増などにより、投資的経費の総額が前年度に比べ41.4%の増となったことによるものである。

歳出総額に占める義務的経費及び投資的経費の比率の推移を図示すると、次のとおりである。



注 類似都市は、中核市の平均値